



VOL.113

トクちゃん新聞

12月号

2日に早々と
忘年会しました！

平成28年12月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

担当:徳野



◆ つくづく.....

先日、11月29日の午後、日本政策金融公庫阿倍野支店で「ものづくり補助金」についてお話してきました。60分ほどの短い時間でしたが、実務的なポイントをお伝えできたのではないかと思います。

阿倍野支店さんとのお付き合いって考えてみますと、3年前に飛込で営業に来られたYさんのお話をお聞きしてからのご縁。Yさんとはその時初対面にも関わらず2時間近くお話したように記憶しています。それから、融資をお願いすることはもちろんありましたが、お客様のご紹介も頂戴しました。ご紹介先に訪問しますと、「**あの子が推薦するんやから間違いない**」と私とロクに話をする間もなくご契約いただく方もいらっしゃいました。転勤されてからも後任の方やその上司の方にもご縁が引き継がれ、今回のような**公庫さん主催のセミナーでお話させていただく機会を頂戴**することとなりました。

つくづく、人のご縁というのは大事にしないといけな、また、**価値観が近い人と一緒に仕事は楽しいな、ありがたいな**、と感じた次第です。



担当:徳野



◆ 経営力向上計画

何度かご案内しております、経営力向上計画。税制改正大綱が間もなく発表されますが、**この経営力向上計画の認定を受けていることが前提になる税制もある可能性**があります。ものづくり補助金の審査上、有利になるということで**審査が混み合っています**。本格的な混雑前にぜひチャレンジください。弊社自身も10月はじめに認可いただいています。



◆ 保証協会の格付

保証協会の保証率を決めるのに、**決算書数値から判定するCRD評価**というものがあります。この評価によって**9段階の格付け**がされ、それにより保証料率が決まります。保証料率は保証協会のHPIにもアップされています。<http://www.cgc-osaka.jp/guide/charge/> 無担保で一番格付けがよいと、保証料率は0.45、一番悪いと1.90となっています。

みなさん、お手元の保証料計算書を確認して「格付け」を認識しておきませんか？

担当:北岡



◆ 103万円から150万に変わります。

自民、公明両党の税制調査会は、**所得税の配偶者控除の見直し**で、新たに導入する**世帯主を対象とした年収制限**の具体案を了承し、2017年度与党税制改正大綱に盛り込み、**2018年からの新制度施行**を目指しています。現行の配偶者控除は、パートで働く主婦ら配偶者の**年収が103万円以下**の場合、世帯主の所得から**38万円**を差し引いて所得税の負担を軽くする制度です。新制度の概況は以下のとおりです。

【配偶者の年収要件】(旧)103万以下 → (新)**150万以下**

【世帯主の年収制限】※新制度

世帯主の年収	配偶者控除額
1,020万以下	38万円
1,020万超～1,170万以下	26万円
1,170万超～1,220万以下	13万円
1,220万超	0円



◆ 税務スケジュール(12月)

担当:北川



12月12日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

12月26日(月)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。
念のために管轄の自治体へご確認ください。

1月4日(水)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・1月 4月 7月決算法人
消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料

確定申告の資料のご準備を
よろしくお願ひします。
ご不明点・ご不安な点がありましたら、
各担当へご連絡ください!

◆ 弥生 スマート取引取込

担当:岡村



弥生会計のサポート契約をしている場合には「弥生スマート取引取込」の機能を利用することができます。

「スマート取引取込」でできることと言えば

- ①銀行データの自動取込
- ②入出金明細ファイルの取込(CSV)
- ③スキャンした領収書の取込
- ④クレジットカード、電子マネーのデータ取込 等です。

詳しくは、http://support.yayoi-kk.co.jp/product/account/smart_m.html を、ご確認ください。

何事も新たな取り組みを始めるときは設定等時間がかかることもございますが、処理を重ねていくことで結果としては作業の効率化が図られると思います。

◆ 役員変更登記はキチンとできていますか？

担当:池田



全国の法務局では、今年も①休眠会社や②休眠一般法人の整理作業を行うこととしています。

- ①休眠会社とは、最後の登記から12年を経過している株式会社(特例有限会社を除く)をいい、
- ②休眠一般法人とは、最後の登記から5年を経過している一般社団法人・一般財団法人をいいます。

平成28年度においては、10月13日時点で、休眠会社又は休眠一般法人について、法務大臣による公告及び登記所からの通知がされ、この公告から2か月以内に「役員変更等の登記」又は「事業を廃止していない旨の届出」をしない場合には、登記官が職権でみなし解散の登記がされます。なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合であっても、みなし解散の登記手続きが進められるので、注意が必要です。

商号や目的などは変更があれば登記を忘れることはないと思いますが、役員に関する変更は、変更がなくても任期が来たら重任登記をする必要があります。これを忘れておられる法人様もいらっしゃるのでは？

社長が知らないうちに会社が解散になる可能性があるのでご注意ください！

詳細は、法務省HPをご覧ください。(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html)

◆ 秋の手仕事

担当:廣島



今年は10月中頃まで暑く、11月にはいきなり冷え込んで、秋を飛び越えてしまったような印象でした。

10月の中旬に寒くなるのを待ちきれず、干し芋づくりをしましたが、25℃ほどの外気ではぱりぱりに乾いてしまい大失敗。

寒くなるのを待って、11月に再挑戦しました。。

実は、失敗した干し芋はお砂糖とお水を足して煮て、とっても美味しいおやつになっています。

あと少しが辛抱できれば、1度目も成功だったはずですが・・・ その年によって“その年ならではの”の出来になる季節の手仕事。年ごとの事情以外では、性格によって上手くいったりいかなかったりもあるみたいです・・・

◆ 今月のクイズ

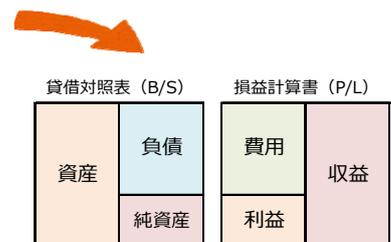
担当:廣島



先月のクイズでは勘定科目の区分を出題しました。

さて、今月は勘定科目を勘定科目の区分にあてはめてみましょう！

- ① 売上高
- ② 仕入高
- ③ 現金
- ④ 借入金
- ⑤ 資本金



【答え】

- ① 売上高はP/Lの収益
- ② 仕入高はP/Lの費用
- ③ 現金はB/Sの資産
- ④ 借入金はB/Sの負債
- ⑤ 資本金はB/Sの純資産